

みずのめぐみ



シズクちゃん

わたしたちも
ソーシャルディスタンスを
守っていきましょう



ぼたりん

新型コロナウイルス感染症の緊急生活支援対策として
水道・下水道の**基本料金**の減免を行います。

※詳しくは次ページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症の緊急生活支援対策として 水道(水道・下水道)の**基本料金を** **4か月分減免**します。

手続きは不要です。

使用(従量)料金は減免対象外となります。

戸田市では、新型コロナウイルス感染症が各ご家庭及び事業者に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、令和2年6月検針分から9月検針分までの4か月間(2検針分)、使用(従量)料金を除く水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料について、それぞれ全額を減免します。

支援内容

水道の基本料金及び下水道の基本使用料を全額減免する。

例)一般家庭の場合(口径20ミリの場合、税込)

	減免額	
	2か月分	4か月分
水道基本料金	-1,364円	-2,728円
下水道基本使用料	-1,320円	-2,640円
合計料金	-2,684円	-5,368円

◇**従量料金(使用した水量毎の料金)は、減免対象外です。**

◇官公庁等は、減免対象外です。

水道使用量等のお知らせ
Notice of water consumption

水せん番号 (熱いお湯専用)
確認番号 *****

測定年月 令和 2年 4月
検針月 令和 2年 4月 1日から 令和 2年 4月 15日まで

口径 20mm

お支払いには口座振替が便利です。
《お申し込み方法》
水道使用量等のお知らせと前金振替及び通帳引出印をお持ちになって、お近くの金融機関または、下記のお問い合わせ先までお申し込みください。
《振替日》
検針月の翌月15日に振替ます。残高不足等により振替が出来ない場合には、振替月の翌月5日に再振替をします。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関の営業日となります。

指針およびご使用量 今回請求予定金額(税込)

今回メーターの数値	m ³	上水料金	円
前回メーターの数値	m ³	下水料金	円
計メーター使用量	m ³	今回料金	円
上水道使用量	m ³	(Next Payment)	
下水道使用量	m ³		
前 日使用量	m ³		
前々日使用量	m ³		
前々々日使用量	m ³		

※本票でのお支払いはできません。また、現金に同封することはありません。
※お問い合わせ先 戸田市上下水道部お客様センター TEL 048-229-4318
0001-0013-0001-00 発行日: 令和 2年 4月 1日 検針員:

ご使用口径

※ご使用口径の確認は「水道使用量等のお知らせ」をご確認下さい。

減免期間

検針は2か月に1回で、お住まいの場所によって偶数月の方と奇数月の方がいらっしゃいます。

偶数月検針の方 令和2年6月検針分(4月、5月使用分)と令和2年8月検針分(6月、7月使用分)

奇数月検針の方 令和2年7月検針分(5月、6月使用分)と令和2年9月検針分(7月、8月使用分)

申込手続

今回の減免措置について、**申込手続は不要**です。

水道・下水道料金の請求時に基本料金の額を差し引く方法で実施します。

ご注意

手続きについて、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。振り込み詐欺にご注意ください。



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道料金のお支払い猶予について

戸田市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な方(個人・法人共)は、支払いが猶予される場合がありますので、戸田市上下水道部お客様センターにご相談ください。

戸田市上下水道部お客さまセンター ☎048-229-4318

身近にできる 浸水対策

近年、気候変動によるゲリラ豪雨のような局地的に降る大雨が原因で道路が冠水するなど、市民生活に影響がでる事象が起きています。戸田市ではその解消のために様々な対策を実施していますが、市民の皆さま一人ひとりの心がけで軽減させることができる場合があります。ここでは、身近にできる対策について紹介します。

道路の集水桝に落ち葉やゴミが集まっている場合は取り除く

戸田市では雨水が流れ込む集水桝の清掃を定期的に行っていますが、強い雨が降った時、集水桝に落ち葉やゴミが集まってしまうと(写真)、雨水の流れが悪くなって道路上に水が溢れてきます。また、ゴミ袋などでふさがれ、ほとんど流れなくなっている場合があります。

身近な道路の集水桝でこのようなことがあったら、ゴミを取り除いていただき、雨水を流れやすくしていただきますようお願いいたします。



落ち葉が排水を妨げます。道路が冠水する原因の一つです。(写真はイメージです。)

みんなの力で
浸水を減らそう！



雨水を溜める貯留施設を設置する

雨水貯留施設(雨水タンク)は降った雨を蓄える施設で、それぞれが小さなダムとなって浸水を防ぐ効果があります。また、溜めた雨水は草花への散水や洗車、災害時の防火用水としても利用できます。戸田市では設置費用の半分(上限5万円)を補助しています。この機会に設置をご検討ください。



雨水を溜める小さなダムとなります。(写真はイメージです。)

補助対象

市販されている雨水タンクの設置工事や不要となった浄化槽を転用するために行う改造工事で、1世帯(1事業所)1基まで

対象者

市内に土地又は住宅、事業所等の建築物を所有する者又は占有者で、水道料金、下水道使用料等に滞納のない方

補助金額

設置工事に要した経費実費の2分の1以内の額。ただし50,000円を上限

ご注意！

年度ごとに補助金の予算枠があるため、必ず申請前に上下水道経営課にご相談ください(設置後の申請は補助の対象外です)。その他、条件の詳細は上下水道経営課までお問い合わせください。

雨水タンク設置補助について

ホームページ <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-amamizu-benefit.html>

▶ お問い合わせ 上下水道経営課 ☎048-229-4606



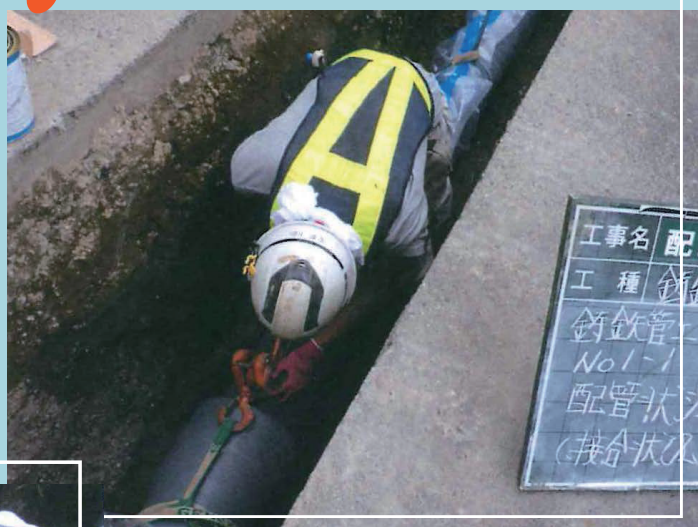
実施予定の 下水道工事

水道工事

不可欠なインフラの整備・維持管
を道路の下に整備するため、普段、み
せんが、縁の下の力持ちのような存
。



戸田市の水を
守っているポタ！



工事中は通行規制など
ご迷惑をお掛けしま
すが、ご理解とご協
力をお願いします。

配水管更新工事

市内全域を網目上に張り巡り、浄水場から各使用者の前まで水道
を供給している管を配水管といいます。

配水管は老朽化や非耐震等の理由から、計画的な更新による耐震
化工事を毎年行っています。更新を行うことにより、漏水事故発
生を防ぐことができるほか、地震災害時にも安定的に水を供給で
けるようになります。

(予定地区) 笹目、喜沢地区の一部



下水道工事



令和2年度に おもな上・

上下水道部では、みなさんの生活に必要
理を行っています。ほとんどの施設を
なさんが直接目にはすることはできま
在で、毎日“みず”と向き合っています



公共下水道污水管築造工事

快適で過ごしやすいまちを目指し、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図るため、公共下水道污水管を整備します。

分流式下水道(汚水と雨水を分けて処理する方式)の整備を行うことで、汚水のみを処理場で処理することが可能となり、排水先となる荒川など公共用水域の水質汚濁防止に寄与します。

(予定地区)新曽地区の一部

もしものときの
備えが肝心ポタ!



浸水対策工事

大雨などの降雨時による道路冠水被害を少しでも軽減させるため、雨水枡などを設置します。

地形上、降雨時に水が溜まりやすい場所や、これまでに道路冠水が頻発している場所に枡を設置することで、雨水をスムーズに雨水管へ導くことができ、冠水している時間や範囲の軽減が期待できます。

(予定地区)本町・川岸・氷川町・笹目南町地区の一部

給水契約の定型約款について

令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道の契約に関してもその適用を受けます。定型約款とは「定型取引において契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体」とされており、戸田市においては、水道供給契約の条件等を定めた「戸田市水道事業給水条例」及び「戸田市水道事業給水条例施行規則」が定型約款にあたり契約の内容となります。

上記条例等については上下水道経営課ホームページからご確認ください。

戸田の美味しいペットボトル水

とだ みらい 『戸田の水来』 販売中！

- 日頃の水分補給に！
- 万が一の備えに！
- 長期保存が可能なお水です。
- 1本500ml。
手軽に持ち運びできます。

販売場所

- 新曽南庁舎4階
※1ケース(24本入り):2,100円(税込み)
- 新曽南庁舎1・2階自動販売機
- 戸田市観光情報館トビック
(戸田公園駅前行政センター2階)
- 戸田市立心身障害者福祉センター
1階自動販売機
- 白田屋酒店

※配送は行っておりません。
※1本あたりの値段は各小売店にて異なります。



漏水調査のお知らせ

戸田市全域において市の委託業者が腕章と身分証を携帯し、各個人様敷地内の水道メーターを音聴調査しています。ご不明な点は水道施設課までご連絡ください。

令和元年度は戸田市全域で戸別音聴調査を実施し、緊急漏水調査を含めて通算170箇所の漏水を発見することが出来ました。これにより、漏水の防止を行い、貴重な水が無駄にならないように修理工事を実施しています。

「音聴棒(おんちょうぼう)」という長い棒を使い、地下の配水管(水道管)で漏水がないかを聴き分けます。

調査に伴い、宅地等に立ち入り調査をさせていただきますので、みなさまにご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



水道メーター検満のお知らせ

水道メーターは、計量法によって8年(検定満期)ごとの交換が義務付けられているため、戸田市では検定満期までに水道メーターの交換をしています。

メーターの交換は4月から翌年の3月までの期間に行い、該当するご家庭には『水道メーター定期交換のお知らせ』のチラシを配布します。交換時には敷地内に入らせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、水道メーターの交換には戸田市が委託した市指定工事業業者が伺い、無料で行います。



水道メーターの
交換は無料です

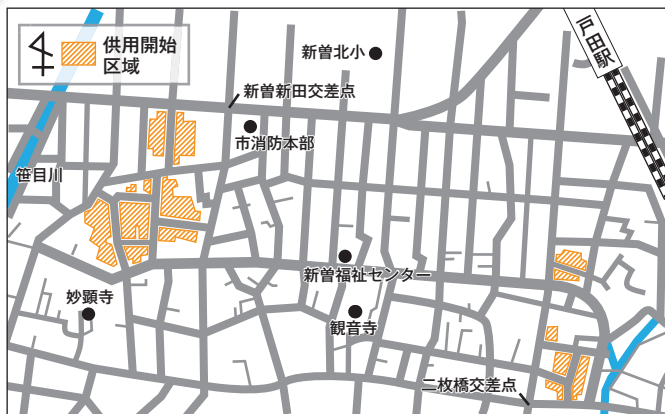


調査員・工事業業者は、
必ず戸田市発行の
腕章と身分証を
携帯しています。



お問合せ 水道施設課 ☎048-229-4638

新たに下水道へ切替可能な 場所が増えました



案内図 第4負担区 ↑
第3負担区 →



下水道接続の メリット

浄化槽の 維持管理費が 不要

下水道に切替後、浄化槽の維持管理費用は不要になります。代わりに下水道使用料が発生しますが、近隣市と比較したら安く、浄化槽から切り替えた方がお得になる場合があります。

悪臭の軽減

道路側溝沿いや川沿いで下水臭いと思ったことはないですか？下水道に切り替えることで、側溝や川に流れる汚水や生活雑排水が直接下水道管に流れていくため、良好な住・河川環境形成にもつながります。

大雨対策

浄化槽からの排水が流れると、側溝が溢れやすくなります。また、下水道に切り替えることで、側溝内が雨水で満杯になった時、浄化槽から排水出来ない為に、トイレ等の水が流れない・逆流するといった可能性を回避出来ます。

令和元年度の工事で上記地図の場所での下水道への接続が可能となりました。浄化槽から下水道への切替をお願いいたします。

切替工事の手順

1 お住まいの場所が 下水道整備済みか確認

写真のような公共枴が敷地内に整備されていれば、下水道は整備済みです。ご不明な点があれば、下水道施設課までご連絡ください。

☎048-229-4673



公共枴
戸田市のマークが刻印してあります。

2 指定工事店に工事を依頼

浄化槽からの切替工事は、戸田市に登録している指定工事店でお願いします。市内業者はP8に掲載していますが、全ての指定工事店は戸田市ホームページでも公開しています。

※工事費は自己負担となりますが、一部補助金を受けられる場合があります。詳しくは上下水道経営課にお問合せください。

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/gesuido-koji-list.html>



3 下水道使用スタート

工事や下水道開始届などの手続きは指定工事店が行います。手続きが完了次第、下水道が使用できます。

※これまでの浄化槽の維持管理費に代わり、下水道使用料が発生します。戸田市の下水道使用料については戸田市ホームページをご確認ください。

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-gesui-charge.html>



戸田市指定工事事業者

市内業者

戸田市指定工事事業者は市ホームページでも公開しています



お問い合わせ

水道施設課給水担当 ☎048-229-4638
下水道施設課維持担当 ☎048-229-4673

対応 上…戸田市指定給水装置工事業者 下…下水道排水設備指定工事店

対応	業者名	住所	TEL
【下戸田地区】			
上 下	(株)浅倉水道	喜沢1-33-10	432-0353
上 下	(有)林設備	中町2-4-26	441-6767
下	(有)共栄尾崎	中町1-30-19	441-5986
下	(株)エコモ	喜沢1-24-37	229-2551
下	(株)ディー・ライト	中町2-1-11-402	434-5451
【上戸田地区】			
上 下	(有)池田水道設備工業	本町2-2-1	442-3573
上 下	榎本水道工事店	本町5-12-8	441-7198
上 下	小林設備工業(株)	上戸田5-3-23	443-7849
上 下	(有)大山設備	上戸田5-22-4	443-8567

対応	業者名	住所	TEL
【新曽地区】			
上 下	(有)小山水道工業所	新曽南1-9-16	441-3194
上 下	小山土木建設(株)	新曽南2-12-25	442-5182
上 下	(有)長栄設備	氷川町1-13-7	442-7261
上 下	(有)細野水道興業	新曽390-3	441-1725
上 下	積和建設東東京(株)	新曽1760-2	434-0117
上 下	(有)埼京住建	新曽545-2	442-4649
上	(有)岡元総合設備	新曽2568-10	442-9578
上	(有)安達水道	氷川町1-5-7	441-8397
上	(株)千代峯商店	新曽33	441-4432
【笹目地区】			
上 下	(株)市村設備機器	笹目4-11-5	421-4137
上 下	(株)えぐち	笹目南町20-25	421-3665
上 下	三協建設工業(株)	笹目南町37-9	421-2345
上 下	(有)水巧舎	笹目1-18-8	422-4666
下	大東建設(株)	笹目南町20-27	421-5146
下	オリーブ設備	笹目5-8-6	421-1023
【美女木地区】			
上 下	大澤建設(株)	美女木東1-1-4	421-9613
下	(株)市ヶ谷組	美女木5-4-2	421-4695
上 下	(株)栗原水道	美女木7-16-5	421-4395

水道・下水道のお問い合わせは

戸田市上下水道部 お客様センター



使用開始



使用中止



料金



検針



電話 048-229-4318

FAX 048-432-7396

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

水道の使用開始・中止の手続き

(スマホでの手続き可)

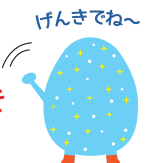


URL

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-suido-tetuduki.html>

お引越しをする方へ

市民課への手続きと一緒に水道の手続きもお忘れなくお願いします。



【編集・発行】戸田市上下水道部

〒335-0026

戸田市新曽南3丁目1番5号 戸田市役所新曽南庁舎4階

☎048-229-4606 FAX 048-444-1609

URL

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/>

